

次世代住宅ポイント よくある質問

新型コロナウイルス感染症対応

(2020年04月08日時点)

No	分類	分類	質問	回答	更新日
1	制度概要	全般	新型コロナウイルス感染症対応が実施される目的は	新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず工事請負契約(不動産売買契約)の締結を2020年3月31日までに行えなかった方を対象に、ポイント発行の申請を可能とすることを目的としています。	2020/04/08
2	制度概要	全般	次世代住宅ポイントの当初の制度と、本措置との相違点は	対象となる住宅の性能やリフォーム工事、住宅設備については当初の制度と同じです。 また、ポイントの交換対象商品も当初の制度で登録された商品を対象とする予定です。 主な違いは、対象者、対象となる契約期間等です。 対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず2020年3月31日までに契約の締結を行えなかった方です。 対象となる契約等の期間は、工事請負契約(不動産売買契約)の締結が2020年4月7日～2020年8月31日に行うものです。 その他、着工期限(2020年8月31日)や完了報告期限(戸建住宅の場合は2021年2月28日)等が異なります。 詳細は準備ができ次第、事務局ホームページで公表します。	2020/04/08
3	制度概要	全般	本措置が決定したのはいつですか	本措置は、2020年4月7日に実施することが決定しました。	2020/04/08
4	制度概要	予算	本措置の予算はどのくらいですか	本措置は当初制度の次世代住宅ポイントの予算で実施するものです。 当初の制度と本措置をあわせて、1300億円となります。	2020/04/08
5	新築 リフォーム	工事請負契約 不動産売買契約	2020年4月6日以前に契約を締結済みの場合、対象にならないのはなぜですか	本措置は、2020年4月7日に実施が決まったものであることから、実施の決定後に契約が締結されたものが対象となります。	2020/04/08
6	手続き	申請書類	申請書類として必要なものは	申請書類について、一部様式の変更がありますが、次世代住宅ポイントと同じ当初の制度と同様ものを予定しています。 なお、申請にあたっては、やむを得ず令和2年3月31日までに契約ができなかった理由の申告が必要です。	2020/04/08
7	ポイントの 交換	有効期限	本措置で、発行されたポイントの有効期限はありますか	ポイントの発行から、商品交換期限(2020年11月30日)までです。 期限を過ぎるとポイントは失効します。	2020/04/08
8	その他	スケジュール	詳しい内容や申請方法はいつごろどこでわかりますか	本措置の詳細については、準備ができ次第、事務局ホームページで公表しますのでお待ちください。	2020/04/08